別紙様式第22号(第10条第3項関係)

神大情報開示第　　　号

令和　　年　　月　　日

審査請求に対する決定通知書

　　　　　　　　　　様

国立大学法人神戸大学長

令和　　　年　　月　　日付けで審査請求のありました件については，次のとおり決定しましたので，通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 審査請求のあった法人文書の名称 |  |
| 審査請求に対する決定 |  |
| 審査請求に対する決定の理由 |  |

この決定に不服があるときは，行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により，この決定があったことを知った日から6か月以内に，国立大学法人神戸大学を被告として，神戸地方裁判所又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお，決定があったことを知った日から6か月以内であっても，決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

＊　不明な点がある場合には，ご連絡ください。

担当課

国立大学法人神戸大学総務部総務課(〒657―8501神戸市灘区六甲台町1―1)

担当者

TEL

FAX

E―MAIL